

府 監 第 1997号
平成29年 3月27日

請 求 人 様

大阪府監査委員	大 西 寛 文
同	山 本 浩 二
同	岸 本 佳 浩
同	森 田 秀 朗
同	土 井 達 也

住民監査請求について（通知）

平成29年3月10日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書類の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

- 1 大阪府知事が学校法人森友学園に対して平成29年2月1日付けで交付の決定をした大阪府みどりの基金事業補助金（実感できるみどりづくり事業の補助金**648**万円。以下「本件補助金」という。）の支出は、本件補助金の交付の申請が公正に行われていないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項並びに大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85条）第15条第1項の規定に照らして違法かつ不当なものである。

本件補助金の支出は、監査請求日時点で既に支出がなされたものではないが、平成29年3月2日に行われた大阪府議会2月定例会の代表質問において、大阪府環境農林水産部長が「今後、本件補助金の支出については、小学校としての認可の状況など、認定事業が円滑に推進が図られるかどうかについて確認し、適切に判断していく。」と答弁していることなどから、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」に該当するものである。

- 2 監査委員は、大阪府知事に対し、本件補助金について、交付の決定の取消し及び支出の差止めをするよう、勧告することを求める。

第2 法第242条第1項の要件に係る判断

1 法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

また、同項は、まだなされていない違法又は不当な財務会計上の行為については、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に、これを対象として住民監査請求をすることができる旨規定している。

このことから解釈すると、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等が存在しない場合又は法第242条第1項に定める「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」に該当しない場合は、住民監査請求の対象が存在しないことになるため、その要件を欠く。

2 本件補助金は、平成29年1月19日付けで学校法人森友学園から交付の申請があり、同年2月1日付けで交付の決定が行われたものであるが、同年3月10日に当該学校法人がその小学校の設置認可の申請を取り下げたことを受け、同月16日付けで大阪府知事が本件補助金の交付の決定の全部を取り消したことが認められる。

3 本件補助金については、既に交付の決定の取消しが行われたことから、支出がなされるおそれはなく、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」には該当しない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。